



許しません！！

暴言・暴力・迷惑行為

下記のような行為が確認された場合、診療をお断りすることや、警察へ通報する等関係法令に従い厳格に対処いたしますので、ご了承ください。

1. 職員や他の患者さんに対しての暴力行為、セクシャルハラスメントを行った場合、もしくは、その恐れが強い場合
2. 大声、暴言による威圧的態度、または脅迫的な言動が確認された場合
3. 刃物などの危険な物品を院内に持ち込んだ場合
4. 院内の機器、備品や建物設備等を故意に破損した場合
5. 当院のルールに従っていただけない場合
6. 解決し難い要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨げた場合
7. その他、著しい迷惑行為と判断され、業務を妨げた場合

※関係法令・・・刑法、軽犯罪法等

※院内には防犯カメラとボイスレコーダーを設置しています



九州がんセンター病院長

